

「現場監督者・職長等安全衛生教育」開催のご案内

主 催
公益社団法人 岐阜県労働基準協会連合会

労働安全衛生法第60条では、「工場・事業場の最先端の監督者であって、作業現場において作業者を直接指揮監督する地位にある者を現場監督者又は職長として、これらの地位につくこととなった人に対して、事業主は一定の安全衛生教育を行わなければならない」と規定されています。

ご注意ください！！建設業等の関係で必要な「職長・安全衛生責任者教育」とは別の教育です。

1) 講習期日と会場・定員・申込受付期間

講習期日	会場	定員	申込受付開始	申込先
令和4年 4月19日(火) 4月20日(水)	関市文化会館 (関市桜本町2丁目30-1)	42名	令和4年2月14日(月) から受付を開始	労働基準協会 の方は、必ず所属 する労働基準協会 にお申し込み下さ い。

注1:講習時間は、9:00～17:00 なお、受付時間は8:30～9:00です。遅刻・早退は修了できません。

注2:申込受付開始期日は厳守ください。定員になり次第受付を締切ります。

注3:新型コロナウイルス感染防止のため、発熱等風邪症状がある場合は受講の見合わせをお願いします。

講習会当日は必ず「マスク」の着用をお願いします。

注4:講習当日は各自筆記用具を持参してください。

2) 受講料

消費税額
10%含む

労働基準協会会員 1名につき 11,000円 (テキスト代含む。)

非 協会員 1名につき 11,880円 (テキスト代含む。)

*テキストは講習会の初日、受付にてお渡します。

3) 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、本人確認用の運転免許証又は健康保険証の写し(表裏)を添付し、受講料を添えてお申し込み下さい。なお、受講料のご送金の場合は、現金書留もしくは、銀行振込にてお願いいたします。(振込み手数料は振込人負担でお願いします。)

また、ご都合で受講を取り止められる場合は、開催日の3営業日前までにご連絡願います。連絡がないときは、受講料はお返しできません。

4) お問合せ・受講申込みは…

協会名	所在地・電話・FAX	銀行振込の場合
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	〒501-6133 岐阜市日置江4-48 TEL058-270-0380 FAX058-270-0388	十六銀行 梅林支店 普通預金 0333551
(一社)岐阜労働基準協会	〒500-8152 岐阜市入舟町3-10 TEL058-246-0863 FAX058-247-4866	岐阜信用金庫 梅林支店 普通預金 0846452
(一社)大垣労働基準協会	〒503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4F TEL0584-73-2272 FAX0584-73-2257	大垣共立銀行 本店 普通預金 0191887
(一社)飛騨地区労働基準協会連合会	〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2F TEL0577-32-2453 FAX0577-36-0350	十六銀行 高山支店 普通預金 0668241
東濃労働基準協会	〒509-5127 土岐市土岐ケ丘2-12-1 ききょうの丘健診プラザ内 TEL0572-56-1988 FAX0572-56-2002	東濃信用金庫 本店 普通預金 1219555
中濃労働基準協会	〒501-3874 関市平和通6-11-1 ワーク・プラザ関1F TEL0575-24-1806 FAX0575-24-1846	関信用金庫 本町支店 普通預金 1065706
恵那労働基準協会	〒509-7201 恵那市大井町2087-27 恵那建設会館2F TEL0573-26-1920 FAX0573-26-1921	十六銀行 恵那支店 普通預金 1179414
岐阜八幡労働基準協会	〒501-4221 郡上市八幡町小野3-2 明鳳ビル2F TEL0575-65-5908 FAX0575-65-5824	八幡信用金庫 本店 普通預金 1010202

5) 修了証の交付

講習の全科目を修めた者に当日修了証を交付します。

職長に対する教育事項（労働安全衛生法第60条、労働安全衛生規則第40条）

1. 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること
 - 1.1 作業手順の定め方
 - 1.2 労働者の適正な配置の方法
2. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること
 - 2.1 指導及び教育の方法
 - 2.2 作業中における監督及び指示の方法
3. 危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
 - 3.1 危険性または有害性等の調査方法
 - 3.2 危険性または有害性等の結果に基づき講ずる措置
 - 3.3 設備、作業等の具体的な改善の方法
4. 異常時等における措置に関すること
 - 4.1 異常時における措置
 - 4.2 災害発生時における措置
5. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
 - 5.1 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
 - 5.2 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法

個人情報の取扱いに関する事項（提出いただく情報の取扱いについては、下記の事項を確認のうえお申し込みください。）
※ご提出いただきました個人及び企業・団体に関する情報は、当会が責任を持って管理し、①名簿の作成 ②修了証の発行
③修了証の再発行のための台帳作成 ④受講料等の入金確認等、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

受講No.

現場監督者・職長等安全衛生教育受講申込書

関市文化会館

令和4年 4月19日・20日

事業所名			
所在地	〒		
連絡者名	部	課	電話番号 () - 内線
受講者	フリガナ氏名	(旧姓氏名または通称)	
	携帯電話番号	生年月日	昭和 年 月 日 平成
	現住所		
受講料	会員 円	非会員	銀行振込 (月 日予定)

お願い: 本人確認のため受講申し込みの際は、運転免許証又は健康保険証の写し(表裏)を添付してください。

※ 技能講習修了証等における旧姓(通称)の併記について
労働安全衛生規則に基づく様式が改正され、令和4年4月1日より技能講習修了証の氏名欄に、旧姓を使用した氏名及び通称を併記できることとなりました。旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓(通称)を併記した住民票、自動車免許証等いずれかの証明書を添付してください。

取扱い協会名